珠洲市生成 AI サービス提供業務 プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、事務処理負担の削減による職員の業務負荷軽減及び生産性向上を目指し、 新たに生成AIサービスを導入するものである。

地方公共団体における導入実績、本市業務への適合性、目的達成するために備わっている機能、運用サポートなど、価格以外の要素を含め、総合的な見地から判断して最も 適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名 珠洲市生成AIサービス提供業務

超えないこと。

- (2) 業務内容 生成AIサービス提供業務仕様書【別紙1】に記載する要件を満たす サービスを提供するもの
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日(火)まで ※令和8年度以降のサービス利用については、別途単年度ごとの契 約を予定している。
- (4) 提案上限額 3,001,000円(消費税及び地方消費税を含む。) ※提案上限額は提案内容の規模を示すものであり、予定価格を示す ものではない。また、企画提案書等を提出する際には、上限額を

3 参加資格要件

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公告日において、令和7・8年度珠洲市競争入札参加資格における物品等の区分のうちコンピュータ関連業務類の有資格者であること。
- (3) 実施要領の公告日において、珠洲市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本プロポーザルに参加する他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 会社更生法(令和14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(令和11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたときはこの限りでない。
- (6) 次に掲げるすべてに該当しない者であること。
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。
 - ② 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、 直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 令和2年度以降、国又は他の地方公共団体に生成AIサービスを提供し、現在も継続して提供実績があること。
- (8) 実施要領の公告の日において、I SMS又はプライバシーマークの認証を取得していること。

4 プロポーザルの実施スケジュール

項目	日程
参加表明書等受付期限	令和7年11月21日(金)午後5時(必着)
質問書受付期限	令和7年11月21日(金)午後5時(必着)
質問書に対する回答	令和7年11月26日(水)
企画提案書等受付期限	令和7年12月3日(水)午後5時(必着)
プレゼンテーション等審査	令和7年12月中旬予定(※日程等は後日通知)
契約候補者選定及び審査結果通知	令和7年12月下旬予定
契約締結	令和7年12月下旬予定

5 プロポーザルへの参加方法

(1) 参加表明書等の提出

■提出書類

提出書類名	作成要件	提出部数
①参加表明書	【様式1】	1部
②会社概要書	【様式2】 ISMS又はプライバシーマークの認証を取 得していることが分かる書類の写しを添付す ること。	1部
③導入実績一覧	【様式3】	1部

■提出方法

令和7年11月21日(金)午後5時(必着)までに、第10項に定める担当者へ持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時までを受付時間とする。なお、事前に提出時間について電話連絡等を行っ

た上で、持参すること。郵送の場合において、未着・遅延等が発生した場合は、原因の 如何を問わず、本市は責任を負わない。

(2) 参加の辞退

参加表明書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、第10項に定める担当者へ事前に電話連絡等を行った上、辞退届(任意様式)を持参又は郵送にて提出すること。

(3) 質問

プロポーザルに関する質問は、質問書【様式4】に必要事項を記入の上、電子メールに添付して、 $\frac{6}{1}$ 7年11月21日(金)午後5時(必着)までに、第10項に定める担当者へ送付するものとする。なお、電話及びFAXによる質問は受け付けない。

電子メール送信の際の件名は、「(事業者名) 珠洲市生成AIサービス提供業務プロポーザル質問書」とする。未到着等の事故を防ぐため、電話で送付の旨の連絡をすること。

(4) 回答

質問に対する回答は、原則として全ての質問事項を整理して、質問を行った事業者名を公表せずに参加事業者全てに対して、<u>令和7年11月26日(水)</u>に電子メールで送付する。なお、回答した内容は、本実施要領及び仕様書への追加又は修正とみなすものとし、回答に対する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

(5) 企画提案書等の提出

■提出書類

提出書類名	作成要件	提出部数
①企画提案書	任意様式	正本1部
	A4横両面印刷で作成すること。文字は11	副本8部
	ポイント以上とする。	
②機能評価表	【様式5】	正本1部
③見積書	書 【様式6】 見積りの前提条件を記載した見積内訳書を添 付すること。	

※見積書の作成に当たっては、珠洲市生成AIサービス提供業務仕様書【別紙1】に基づき、全ての経費(カスタマイズやオプションを要する場合には当該機能に伴う経費のほか、試験運用経費などの安定した運用を実現するまでの経費)を含めるものとし、消費税及び地方消費税を含むものであること。

令和8年度以降のシステム使用料(保守経費を含む。)については、60月分の参考価格書を提出すること。保守経費については、運用サポートを含めたものであること。

■提出方法

令和7年12月3日(水)午後5時(必着)までに、第10項に定める担当者へ持参 又は郵送により提出すること。持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時か ら午後5時までを受付時間とする。なお、事前に提出時間について電話連絡等を行った 上で、持参すること。郵送の場合において、未着・遅延等が発生した場合は、原因の如 何を問わず、本市は責任を負わない。

■提出にあたっての留意事項

提出書類は、上記部数を製本(簡易的なもので可)して提出すること。また、提出書類は、PDFファイル形式(機能評価表のみExcellファイル形式)でデータでも提供すること。データの提供方法は、電子メールとする。なお、データ容量が大きい等の理由により電子メールでの提供が困難な場合は、CD-R等での媒体提供も可能とするが、媒体の返却はしない。

■企画提案書の構成

企画提案書には、次の項目順に記載すること。

項番	項目	記載内容
1	提案サービスの特	・提案サービスの特徴を記載すること。
	徴	・提案サービスを活用することによる本市にとってのメ
		リットを記載すること。
2	サービス概要	・サービスの基本要件、生成AI機能(テンプレート、
		RAG機能等)、管理者機能等のサービス概要を記載す
		ること。
		・業務効率化の視点から実際の運用を踏まえて、サービ
		スの概要を記載すること。
3	セキュリティ対策	・国内サーバ環境利用、再学習防止等の提供サービスに
		おけるセキュリティ対策を記載すること。
4	導入支援	・サービス導入を円滑に進めるための運用支援(アカウ
		ント登録、導入研修等)を記載すること。
5	運用サポート	・システム稼働後のサポート体制について記載すること。
		・保守の範囲で実施できる支援内容や機能強化について
		記載すること。
6	サービス開始スケ	・運用開始までの導入スケジュール案を記載すること。
	ジュール、費用体系	・提供サービスの費用体系の概要を記載すること。
7	自由提案	・上記以外に本市にとって有益な提案があれば記載する
		こと。

(6) プレゼンテーションへの参加

企画提案書等を提出した事業者はプレゼンテーションを行うこととし、日程は企画提案 書等提出後に本市から連絡する。なお、プレゼンテーション等の順番は、参加申込書受付 順とする。

6 プレゼンテーションの実施要領

(1) 契約候補者の選定

珠洲市請負等業者選考委員会が以下審査基準に基づき、総合得点の最も高い提案事業者を優先交渉権者として選定する。また、次点候補者も選定する。ただし、総合得点が本市の求める最低水準(満点の6割)に達していない場合はこの限りでない。

■審査基準

項番	項目	評価ポイント	対象	配点
1	取組方針	本市の課題を理解し、課題を	企画提案書	2 0
		解決できる提案内容となって	プレゼンテーション	
		いるか。		

項番	項目	評価ポイント	対象	配点
2	導入実績	他自治体への導入実績があ	導入実績一覧【様式3】	3 0
		り、信頼できるサービスであ		
		るか。		
3	サポート	業務の遂行にあたり十分なサ	企画提案書	3 0
	体制	ポート体制となっているか。	プレゼンテーション	
4	計画性	サービス提供に係るスケジュ	企画提案書	3 0
		ールが適正であるか。	プレゼンテーション	
5	機能	サービスの機能は、本市が求	機能評価表【様式5】	160
		める機能を有しているか。		
6	操作性	サービスの操作性及びサービ	デモンストレーション	160
	利便性	スによる効率的な業務運用が		
		できるか。		
7	導入及び	サービスの導入及び運用にお	企画提案書	200
	運用支援	いて本市職員の負担軽減及び	プレゼンテーション	
		業務効率化を促進する提案で		
		あるか。		
8	価格	提案上限額の範囲内であり、	企画提案書	1 5 0
		適切な価格であるか。	見積書【様式6】	
9	自由提案	仕様書及び機能評価表に記載	企画提案書	200
		している以上に、本市に有益	プレゼンテーション	
		な提案や機能があるか。		
1 0	取組姿勢	本業務に対する提案者の熱意	プレゼンテーション	2 0
		や信頼性が感じられたか。	デモンストレーション	
合計			1000	

(2) プレゼンテーションの実施手順

プレゼンテーション等は、準備、撤収の時間を除き1事業者当たり30分間とする。30分間のうち、初めの20分間で提出した企画提案書に基づくプレゼンテーション及び操作感が分かるデモンストレーションを行うこと。残りの10分間で質疑応答を行う。なお、質疑応答時間については、選定委員からの質問が多い場合、若干延長する場合がある。

(3) その他

参加者人数は3名以内とし、参加形式は、対面又はリモートにて参加すること。本市にて会場に電子ディスプレイを用意する。対面参加の場合、提案者はPC、電源(延長)ケーブル、その他プレゼンテーション等に必要な機材を用意すること。リモート参加の場合、提案者は WEB 会議サービスを利用して会場内の電子ディスプレイに企画提案書等の資料を共有のうえ、プレゼンテーションを実施すること。

プレゼンテーションにおいては、本市が要求した場合を除き追加資料の配布を禁ずる。 デモンストレーションについては、生成 AI サービスの操作性、機能(補助機能を含む) 等について、デモ画面や画面キャプチャー等による説明を行い、本市に有益なサービスで あることを示すこと。

7 選定結果の通知

(1) 結果通知方法

選定結果は、全ての提案者に対して書面にて通知する。なお、選定結果に対する問合せ及び異議申立ては受け付けない。

(2) 契約締結手続

優先交渉権者に選定された提案者は、電話で事前連絡の上、速やかに契約手続のための調整を開始するものとする。ただし、契約締結内容の合意見込みが立たない場合は、次点候補者が交渉権を持つこととなり、本市からの連絡に基づき、契約交渉を開始することとする。

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 受付期間を経過してから書類を提出した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 予め審査に影響のある行為を行った場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められた場合

9 提案に当たっての留意事項

- (1) プロポーザルに係る提案は、1参加者につき1提案とする。
- (2) プロポーザルに参加するために事業者が要する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類について、その提出期限後は差し替え及び再提出を認めないものとし、返却はしない。また、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施できないと認めるときは、中止又は 取り止めることがある。この場合、プロポーザルに要した費用を本市に請求することは できない。
- (5) 本実施要領に規定されていない事項が発生したときは、公平性を考慮の上、適宜本市が判断するものとする。

10 本件に係る書類提出及び問合せ先

〒927-1295 石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2 珠洲市DX推進室DX推進係

電話 0768-82-7878

メールアドレス digital@city.suzu.lg.jp